

令和3・4年度 競争入札参加資格審査申請要領 (建設工事・建設コンサルタント等業務)

1. 資格審査を申請できる者

- (1) 建設工事については、建設業法に基づく許可を受け、かつ経営事項審査を受けている者。また、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっている者。
- (2) 建設コンサルタント等業務(測量・建設コンサルタント等)については、測量法、建築士法、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程による登録を受けている者。ただし、建設工事の施行に付随する調査、試験等で法令に基づく登録を要しないものにあつては、この限りでない。
- (3) 申請時点において、納期限の到来した国税、県税又は市税を完納している者。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
 - ウ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者と認められる者

2. 申請できる業種

- (1) 建設工事
 - ア 市内に本社又は委任先営業所(建設業法上の営業所)がある者
申請する業種全て(経営事項審査を受けた業種に限る。)
 - イ 上記以外の者
1業者につき3業種まで
※ 3業種を超える申請があったときは、完成工事高の多い順に3業種とする。
- (2) 建設コンサルタント等業務
登録を受けた全ての業種

3. 提出書類に関する注意事項

- (1) 書類番号2 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)は、審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までのもので、申請する業種に蛍光ペン等でしるしをつけること。
- (2) 書類番号4 納税証明書は、市税においては輪島市様式4、県税と国税においてはそれぞれの発行機関において定めた様式により、未納額のない1か月以内に発行された証明書を提出すること。**なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の徴収猶予や国税の納税猶予を受けている場合は、税を滞納していないものとみなすため、申請に当たっては、「当該猶予措置を受けている旨の付記書きがある納税証明書」又は「当該措置を受けていることがわかる通知書等」を提出すること。**
- (3) 書類番号6 委任状は、権限を委任する場合に提出すること。なお、建設業者については、建設業上の営業所であり、資格審査を希望する業種について許可を受けている営業所に限り申請することができる。建設コンサルタント等業務については、各登録規程に基づく登録営業所に限り申請することができる。
- (4) 書類番号7 営業所一覧表は、営業所ごとの名称、郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号、建設工事については、許可業種がわかるものを提出すること。営業所等がない場合は、提出不要とする。
- (5) 書類番号8、9、10、11については、申請時点で最新のものを出すること。
- (6) 書類番号13については、法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は代表者の身分証明書を提出すること。(いずれも3か月以内に発行されたもの)
- (7) 書類番号17については、審査結果通知送付用の封筒(長形3号、84円切手貼付、住所・宛名記載)を提出すること。
- (8) 競争入札参加資格審査申請書受領書を希望する場合は、受領書と上記の封筒とは別にもう1部封筒(切手貼付、住所・宛名記載)を同封すること。